

5 学習活動等における配慮と管理

食材・食物を扱う活動等について、個別取組プランに基づき学級担任、教科担任等の監督者が確認します。

(1) 食物、食材を扱う授業、活動

ごく少量の原因物質に触れるだけでもアレルギー症状を起こす児童生徒がいます。このような児童生徒は、原因物質を「食べる」だけでなく、「吸い込む」ことや「触れる」ことも発症の原因となるので、個々の児童生徒に応じたきめ細かい配慮が必要です。

管理指導表に記載された主治医からの指示を参考に、保護者と十分な協議を行い、個別の対応を行います。

【想定しうる具体的な活動例】

- 食物の調理、摂取を伴う授業等の配慮
- 給食当番の活動の配慮
- 微量の摂取、接触により発症する児童生徒に対する配慮
- 牛乳パックの洗浄、体験授業(小麦粘土を使った図工授業、そば打ち、豆腐やみそ作り等)、節分行事における豆まき 等

(2) 体育、部活動等運動を伴う活動

アナフィラキシーの既往のある児童生徒について、「運動」がリスクとなるのかどうかを把握し、運動する機会の多い学校生活を安全に管理する必要があります。

- ① 運動誘発アナフィラキシーへの配慮
 - 運動そのものの制限が必要になる。
- ② 食物依存性運動誘発アナフィラキシーへの配慮
 - 原因となる食物を摂取したら、4時間は運動を控える。
 - 運動をすることが分かっていたら、原因となる食物を摂取しない。

(3) 校外活動（遠足や宿泊を伴う活動）

宿泊を伴う校外活動の注意点、配慮すべきことを確認し、校外での不測の事態を避けるとともに、万が一発症した場合にも迅速に対応できるようにする。

- ① 食事などの配慮
 - 事前の宿泊先への依頼と提供する食事の調整
 - 保護者、宿泊先を交えて情報交換
 - 宿泊先の食物アレルギー受入実績の確認
- ② 緊急時の配慮
 - 搬送する医療機関を調査・確認
 - 参加教職員全員が、食物アレルギー罹患児童生徒の詳細を把握
 - 場合によって主治医からの紹介状を用意
 - エピペン[®]など救急治療薬を処方されている場合、保管方法、発症時の対応等を事前に保護者・本人・主治医・学校医と十分相談